

資料4

下水道使用料について

下水道使用料に関する規定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の**料金は**、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。**

下水道法(昭和33年法律第79号)(抄)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

下水道使用料の水準(目安)

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/㎡(家庭用使用料3,119円/20㎡(家庭用使用料3,075円/20㎡・月)(H15決算値)であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/㎡(家庭用使用料3,000円/20㎡・月)に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高かつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/㎡を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注)汚水処理原価:汚水処理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価:使用料収入を年間有収水量で除したもの

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1)経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。

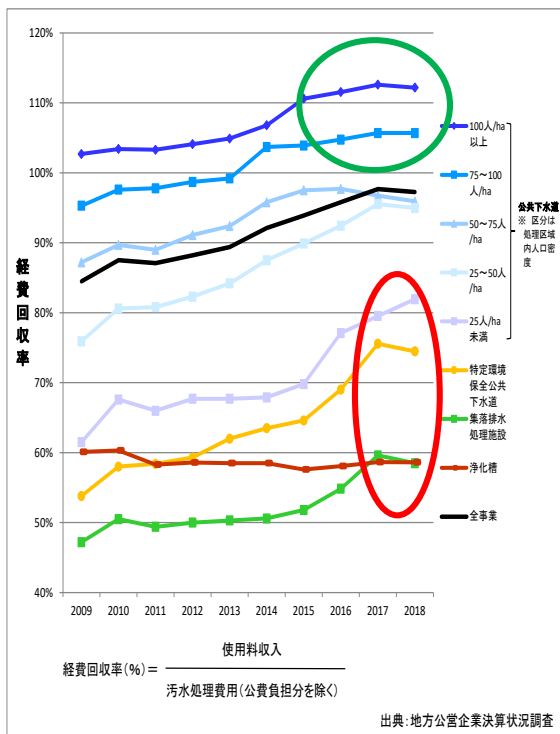
下水道使用料と経費回収率の推移

- H17以降、使用料(20m³)は上昇(H17 2,649円→H30 2,787円)し、経費回収率も改善
- 人口密度の高い地域の公共下水道は、公費負担控除前の経費回収率が100%超の水準。ただし、人口密度75人/ha以上の地域における事業(115事業)のうち、32%(37事業)は経費回収率100%未満
- 一方で、人口密度の低い公共下水道や各集落排水等では、公費負担控除後においても依然として経費回収率が100%を下回る水準

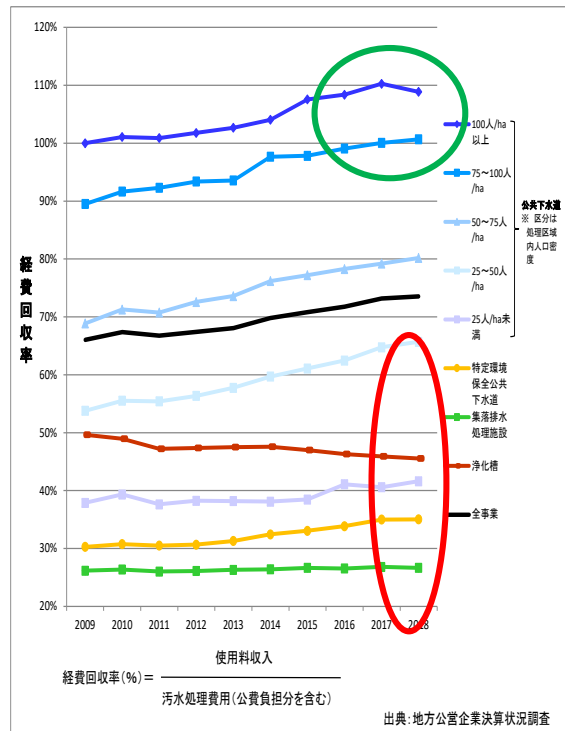
使用料(20m³)の推移

事業区分 (人口密度 /ha)	H17	H30	(参考) 家庭用使用料 (20m ³)(H30)
公共下水道 (100人以上)	2,502	2,481	1,828
公共下水道 (75~100人)	2,498	2,569	2,012
公共下水道 (50~75人)	2,733	2,831	2,328
公共下水道 (25~50人)	2,913	3,141	2,904
公共下水道 (25人未満)	2,782	3,313	3,184
特定環境保全 公共下水道	2,912	3,269	3,058
集落排水 処理施設	2,695	3,126	3,220
浄化槽	2,801	3,259	3,329
全体	2,649	2,787	3,054

経費回収率(公費負担控除後)



経費回収率(公費負担控除前)

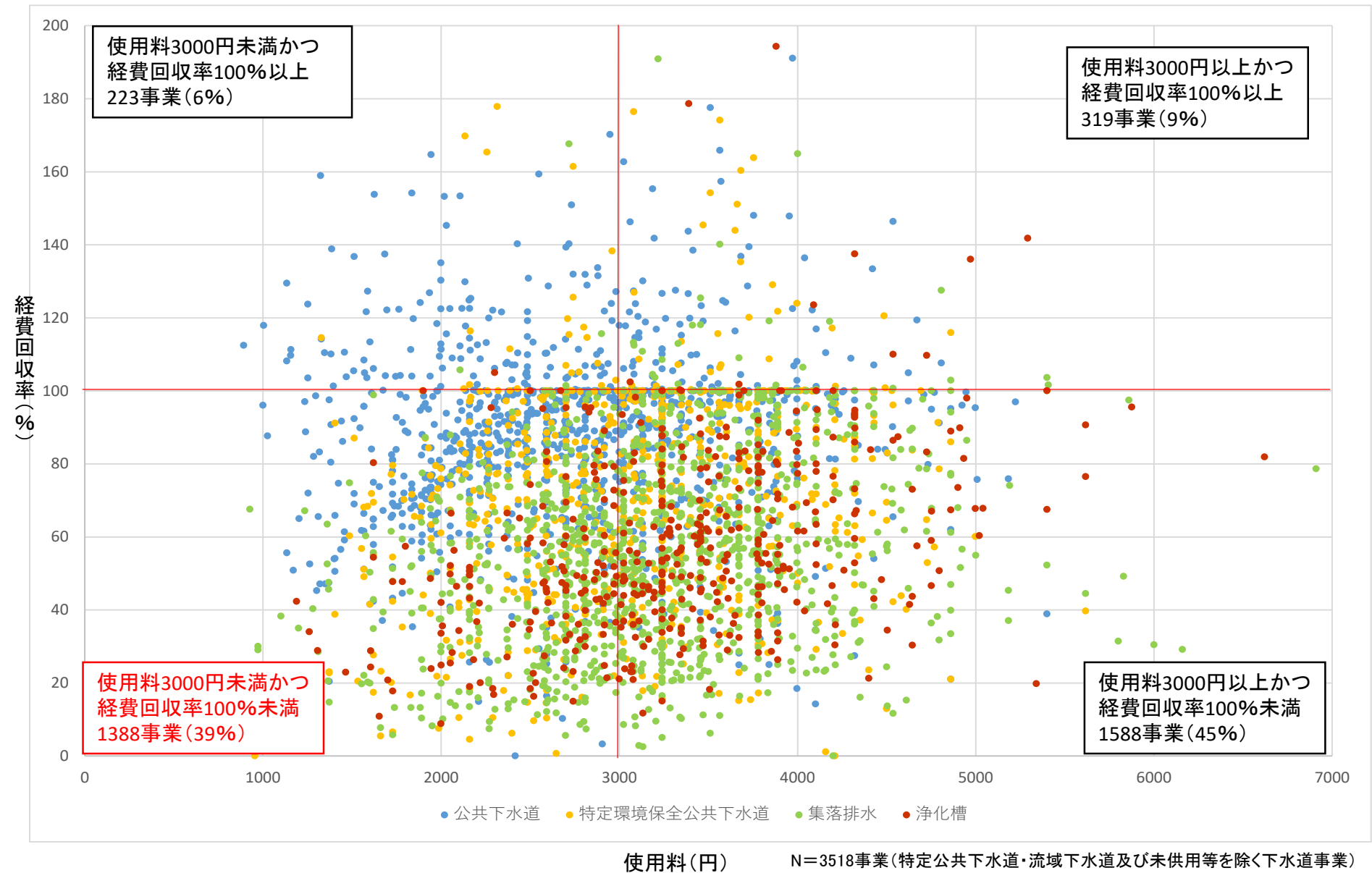


下水道事業における使用料水準と経費回収率の分布

○各下水道事業について、①及び②の基準で区分して分布を見ると、以下のとおり

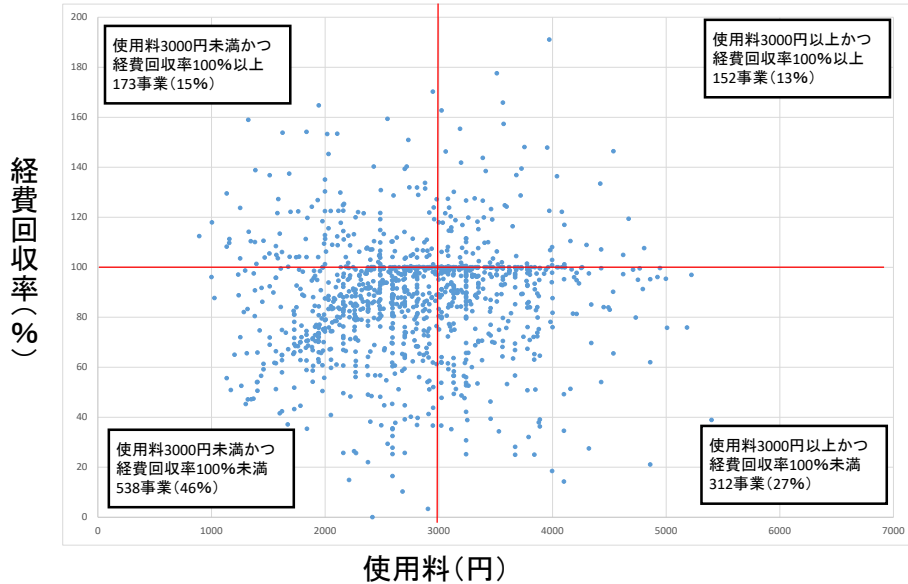
①使用料水準「月3,000円／20㎡」の以上・未満

②使用料で賄うべき経費を賄っている水準（経費回収率100%以上）とそうでない水準（同比率が100%未満）

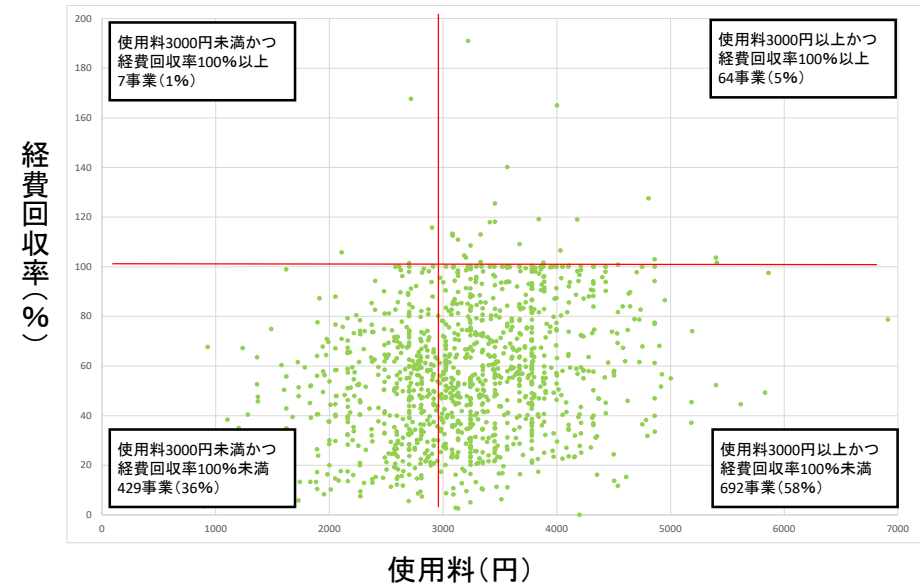


下水道事業における使用料水準と経費回収率の分布(内訳)

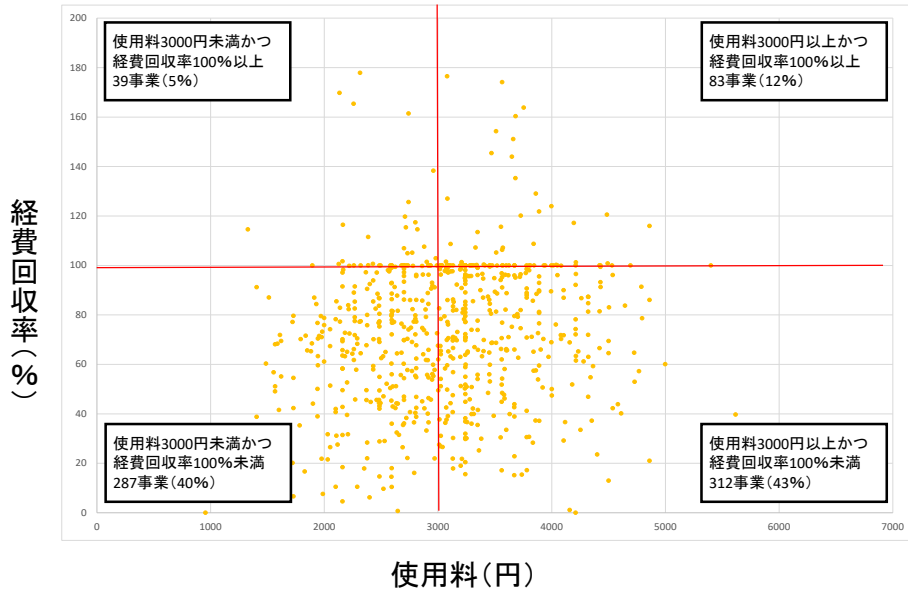
公共下水道(1175事業)



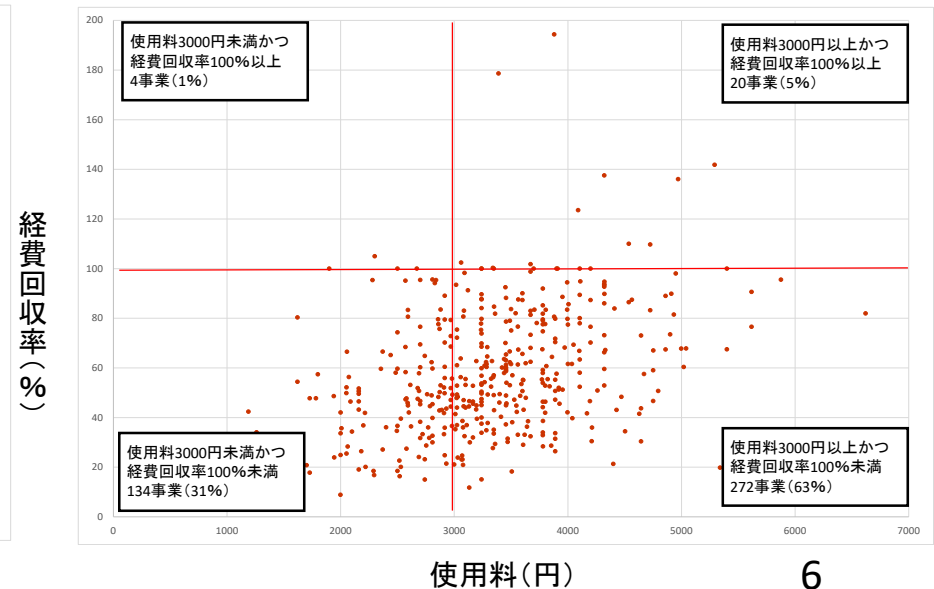
集落排水(1192事業)



特定環境保全公共下水道(721事業)



浄化槽(430事業)



下水道使用料の支払猶予等措置の実施・検討状況調査結果(第6回)

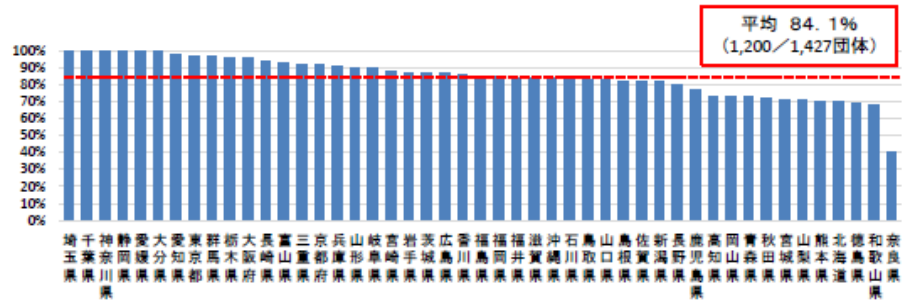
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者(1,427団体)
- ②実施時期: 令和2年8月14日(金)時点
- ③回答状況: 回収率100%(1,427団体/1,427団体)

2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- ①実施中 1,200 団体 (84.09%)
- ②今後実施予定 21 団体 (1.47%)
- ③検討中 61 団体 (4.28%)
- ④実施予定無し 145 団体 (10.16%)
- 合計 1,427 団体 (100.00%)

(参考)都道府県別の実施率



3. 支払猶予等の実施状況

- ①支払猶予の実施件数 52,491件(家庭用 44,261件、家庭用以外 8,230件)
- ②支払猶予の実施総額 約13億3,500万円(家庭用 3億6,700万円、家庭用以外 9億6,800万円)
※ 算出不可と回答した団体がある。
- ③延滞金・督促手数料の減免額 183,158円(家庭用 52,916円、家庭用以外 130,242円 24団体)

4. 使用料減免の実施・検討状況

- ①実施中 99 団体 実績額 約34億400万円
- ②今後実施予定 10 団体
- 合計 109 団体

※1:実施中は、8月14日時点で実績額を回答した団体。
 ※2:今後実施予定は、見込額を回答した団体で、実施中の団体を除く。

下水道事業における資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、**実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）**として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの」である。

出典：平成29年3月「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人 日本下水道協会）

○資産維持費の算入について

平成29年3月、（公社）日本下水道協会において、使用料の算定・改定のための事務参考資料として出版している「下水道使用料算定の基本的考え方」が改訂され、下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づけることなどの見直しが行われた。

→ 国土交通省、総務省の各事務連絡において、この資産維持費を使用料対象経費に位置づけることを通知

（参考）水道事業における資産維持費

○ 資産維持費の計算方法：対象資産×資産維持率（3%を標準）（「水道料金算定要領」）

○ 水道事業者のうち、41.5%が資産維持費を算入

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)	
算入している	527	41.5%
算入していない	742	58.5%

厚生労働省・総務省アンケート調査結果（平成29年4月）

○ 資産維持率の設定状況

資産維持率（%）	0.5未満	0.5以上 1.0未満	1.0以上 1.5未満	1.5以上 2.0未満	2.0以上 2.5未満	2.5以上 3.0未満	3.0以上 3.5未満	3.5以上 4.0未満	4.0以上 4.5未満	4.5以上 5.0未満	5.0以上 7.5未満	7.5以上 10.0未満	10.0以上
回答事業者数 (N=198) ※	16	49	37	18	19	3	33	1	0	2	9	0	11

※ 資産維持費相当額を算入している事業者（527事業者）のうち、資産維持率について回答があった事業者数

厚生労働省・総務省アンケート調査結果（平成29年4月）

1. 事業計画について

同じく事業計画の協議書類の一つとして、施設の機能の維持に関する方針（様式2）を添付しなければならず、その記載事項として含まれている施設の長期的な改築の需要見通しについては、後述する資産維持費の検討の必要性和密接に関係するものであること（詳細は2.（1）及び（2）を参照）。

2. 適切な下水道使用料の設定について

（1）今般の基本的考え方の改訂は、今後の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や将来の更新需要等を見据えて必要な見直しが行われたものである。主な見直し内容としては、①使用料対象経費への資産維持費の位置付け、②コンセッション方式における下水道利用料金等の取扱いの明確化、③人口減少社会等を踏まえた留意点の整理、④地方公営企業会計基準の見直し等への対応であり、その概要は以下のとおりである。各下水道管理者においては、適切な下水道使用料の設定の観点から、十分に留意されたい。

なお、基本的考え方では、使用料算定の作業フローに沿って各作業の具体的内容が解説されているほか、参考資料編として、使用料算定例、下水道使用料の見直しに当たって活用できるベンチマーク（経営指標）の分析・比較方法、近年の使用料改定に係る事例集等も掲載されているため、必要に応じ参照されたい。

① 使用料対象経費への資産維持費の位置付け

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。

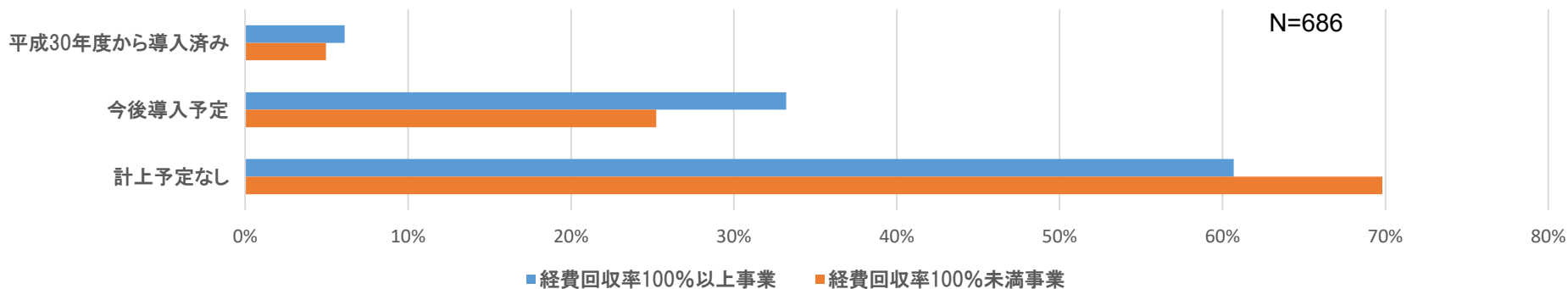
資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、普段の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。

（2）資産維持費については、上記（1）①のとおり、基本的考え方において新たに使用料対象経費として位置付けられたところであるが、各下水道管理者においては、1. で述べた施設の長期的な改築の需要見通しや、当該改築需要見通しを活用して作成した中長期的な収支見通し等において、将来的な改築需要の増大による使用料対象経費の増大が見込まれる場合には、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが考えられる。

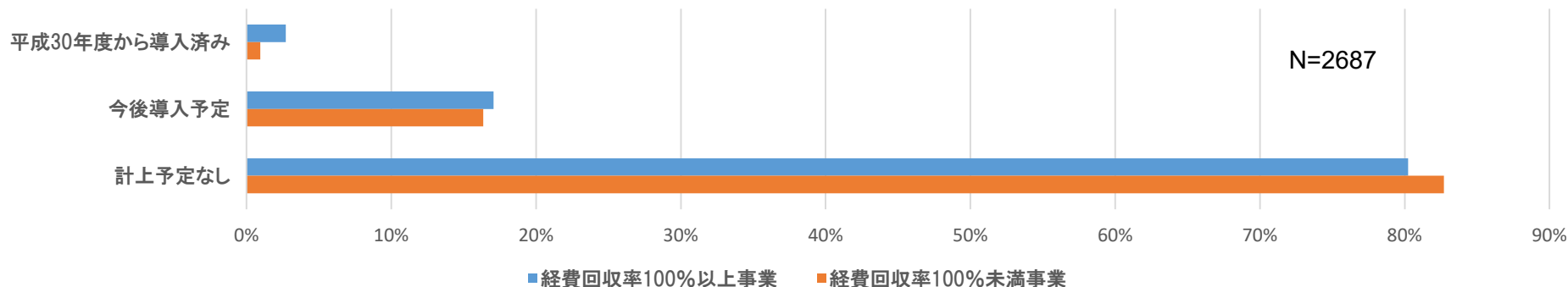
資産維持費の実態

- 資産維持費を使用料対象経費として位置づける旨の両省事務連絡発出後に行ったアンケートにおいても、資産維持費を導入予定としている割合は小さい。
- 経費回収率100%以上事業においては、経費回収率100%未満事業と比べて「平成30年度から導入済み」及び「今後導入予定」の割合が高い。これは、経費回収率が100%未満である場合、使用料収入で賄えない汚水処理費について繰出金で賄っていることとなり、現状において汚水処理に必要な経費を使用料収入で賄えていない以上、使用料を引き上げる場合にも、(将来の改築財源のために積み立てることを目的とした)資産維持費として徴収しにくい事情が一因と考えられる。

【法適用事業】



【法非適用事業】



(総務省 平成30年3月「下水道事業における広域化・使用料に関する調査について」アンケート結果)

これまでの研究会での主なご意見 (下水道使用料について)

<下水道使用料の水準について>

- 使用料水準を月 3,000 円から引き上げると、地方財政措置が変わってくる。インパクトがある分、引上げの根拠が問われる。水道料金も上昇しているため、というだけでは理由として弱い。
- 地財措置の目安を考えるとときに、使用料の全国平均を水準とするという考え方は、経費回収率が 100%に達していない状況ではあまり意味がないのではないかと。3,000 円という水準も、暫定的な目標値として設定されたものに過ぎず、経費回収率の議論とは無関係に目指してしまっている点で問題ではないかと。
- 使用料水準は、全国一律で設定するのではなく、客観的な基準に基づいて地域によってある程度幅を持たせるべきではないかと。

<資産維持費について>

- 資産維持費について、水道における対象資産の3%という率を念頭において議論が行われている印象を受ける。総務省通知にも「料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当」という文言が入っている。しかし、実際の所要額が分からないまま率で計算するというのは乱暴ではないかと。ストックマネジメントの考え方によって将来の投資額が見えるかたちになっている場合は、積立て方式から逆算してもよいのではないかと。
- 一方で、社会から認められる上限が何%なのかということも議論すべき。1998 年の水道料金算定要領では国債の利率が参照されていたように思う。
- 資産維持費の下限を決める必要もあるのではないかと。本来、経営が持続するよう積み上げで算定すべきだが、目標とする料金ありきで改定しているのではないかと。
- 資産維持費は横須賀市でもようやく検討の土壌が整ってきたところ。総務省において考え方を整理してもらえるとありがたい。将来的には水道と同じく法令に位置づけられることを期待している。
- 資産維持費の導入は本来損益ベースで行うべきだが、対象資産の一律3%などとすると使用料水準が非常に高くなる。また、一般会計から基準外繰出を受けている中、導入には反発があるかもしれない。

下水道使用料についての整理ポイント案

① 使用料水準(月3,000円/20m³)について

- 通知等において最低限行うべき経営努力とされている「下水道使用料水準(月額3,000円/20m³)」については、下水道経営の持続可能性の確保、住民負担への影響等を勘案しながら、不断の見直しを行うことが必要ではないか
- また、見直しに当たっては、単に水道料金を参考とすることや、下水道使用料の全国平均をもってその水準とすることは必ずしも適切とは言えず、下水道の持続可能性の確保等より適切な考え方を基づき検討するべきではないか
- 加えて、当該水準は、地方財政措置の内容を定める上での前提条件となっており、当該水準を見直す場合には、地方財政措置のあり方と一体的に検討する視点も必要ではないか

② 資産維持費について

- 下水道の新設事業がピークを越え、今後は更新事業が増大する見込みであることを踏まえると、資産維持費について、下水道事業においても検討を進めていく時期ではないか
- 一方で、現行の使用料でも汚水処理に必要な経費を収入で賄えていない、経費回収率100%を達成していない地方公共団体では、資産維持費を徴収しにくいといった事情もあることから、資産維持費の導入のタイミングについては、各団体がそれぞれの事情に合わせて検討していくべきではないか